

Title	商標法に関する楊和義教授との国際共同研究について
Author(s)	茶園, 成樹
Citation	阪大法学. 2016, 66(1), p. 197-198
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79157
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

商標法に関する楊和義教授との国際共同研究について

茶 園 成 樹

中国の重慶工商大学の楊和義教授（現在、同大学法学院長）は、二〇一五年六月八日から七月三十一日まで知的財産センターに滞在された。これは、大阪大学の国際共同研究促進プログラム（短期人件費支援（平成二十七年））によるものであり、楊教授と知的財産センターのスタッフは、「日中の新しいタイプの商標の保護に関する考察」の共同研究を行った。そして、楊教授には、この共同研究の成果を含めた、中国商標法に関する三回の講義（第一回及び第二回・七月一日、第三回・七月二日）を行っていた。

楊教授は、中国の知的財産法研究の第一人者であり、商標法をはじめ、知的財産法全般について数多くの著書・論文を公表しておられる。知的財産センターのスタッフは、楊教授と、新しいタイプの商標の保護について共同で研究を行うことにより、我が国商標法が平成二六年改正により商標法の保護対象に新たに加えた音の商標等の登録要件や権利範囲に関する問題の理解、この問題の解決方法の検討を深めることができた。また、その他の様々な知的財産法に関する問題を一緒に議論することにより、中国法に関する最新の情報を知ることができ、さらに、中国法に照らして日本法が抱える課題を認識することができた。この貴重な経験は、同センターによる今後の研究・教

育を充実させることに寄与するものとなろう。

また、楊教授の講義には、計一〇〇名を超える方が参加された。本学の教員・学生・院生のほか、学外の方も多く参加され、この共同研究は、大学の知的財産法の教育としてのみならず、社会貢献としても大いに役立つものとなった。

以下では、楊教授が執筆され、知的財産センターの陳思勤特任准教授が翻訳した、「中国商標法における『その他不良な影響』を有する標識について」を収録する。中国商標法一〇条一項八号の「その他不良な影響」は、楊教授が、第三回の講義の中で論じられたものである。あるいは楊教授との共同研究の成果として、共同研究のテーマである「新しいタイプの商標」に関する論考を収録することが適切であるかもしれない。しかしながら、このテーマは、今後さらに楊教授等の中国の研究者と共同で研究を深めていきたいと考えるものであり、他方、中国商標法一〇条一項八号の「その他不良な影響」は、現在、中国において活発な議論が展開されている問題であって、我が国商標法四条一項七号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」との比較の観点からも、大変興味深いものである。これらの点を考慮して、後者を選択した次第である。